

役員報酬等の支給基準の変更について

I 役員報酬改定関係

1 期末手当の改定

- ①平成29年12月から、年間支給月数を3.25月から3.30月に改定
- ②平成30年4月から、年間支給月数3.30月について、6月と12月の支給割合を変更

平成29年度改正前			→	平成29年度改正後			→	平成30年度改正後		
6月	12月	計		6月	12月	計		6月	12月	計
1.55	1.7	3.25		1.55	1.75	3.3		1.575	1.725	3.3

2 給与抑制措置の継続

平成30年度も、平成29年度と同様の給与抑制措置の継続(2.8%)

II 役員退職手当改定関係

奈良県特別職、本学職員、国立大学法人の役員にかかる退職手当の支給率が引き下げられたことに伴い、本学役員にかかる退職手当の支給率を引き下げ

適用日:平成30年3月1日

(改正前)100分の12.5→(改正後)100分の10.4625